

令和3年 網走市議会  
文教民生委員会 会議録  
令和3年9月10日(金曜日)

○日時 令和3年9月10日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正  
予算中、所管分
2. 議案第2号 令和3年度網走市介護保険特別  
会計補正予算
3. 陳情第26号 「国の責任による『20人学級』  
を展望した少人数学級のさらなる  
前進」を求める陳情
4. 陳情第27号 「特別支援学級の実効ある設置  
基準の策定及び特別支援学級の  
学級編制標準の改善」を求める  
陳情
5. 陳情第28号 「大学生等への給付奨学金制度  
の拡充」を求める陳情
6. 陳情第29号 安全・安心の医療・介護の実現  
と国民のいのちと健康を守るた  
めの陳情
7. 所管事務調査について  
(1) 学校給食における異物混入について  
(2) 新型コロナウイルスワクチンの間違い接  
種について
8. 行政視察について

○出席委員(7名)

委員長	松浦敏司
副委員長	近藤憲治
委員	石垣直樹
	金兵智則
	川原田英世
	工藤英治
	澤谷淳子

○欠席委員(0名)

○議長 井戸達也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(6名)

小田部 照  
立崎 聡一  
永本 浩子  
古田 純也  
村椿 敏章  
山田 庫司郎

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	武田浩一
健康福祉部長 (新型コロナウイルスワクチン接 種推進室長)	桶屋盛樹
健康福祉部次長 (新型コロナウイルスワクチン接 種推進室次長)	永森浩子
市民活動推進課長	湯浅 崇
生活環境課長	近藤 賢
健康推進課長	今野 多賀子
社会福祉課長	結城 慎二
介護福祉課長	野呂 俊広
新型コロナウイルスワクチン接 種推進室参事	江口 優一

.....

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	田口 徹
社会教育部長	吉村 学
学校教育部次長	小路谷 勝巳
社会教育部次長	岩本 博隆
学校教育課長	小松 広典
学校教育部参事	高橋 善彦
スポーツ課長	大西 広幸

○事務局職員

事務局長	林 幸一
次長	石井 公晶
総務議事係長	法師人 絵理
総務議事係主査	寺尾 昌樹

午前10時00分開会

○松浦敏司委員長 おはようございます。

ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案2件と陳情を審査いたします。

進行であります。初めに市民環境部、健康福祉部の審査を行います。

その後理事者の入替えを行い、教育委員会関係の議案を審査し、その後再度理事者を入れ替えて陳情の審査などを行います。

それでは、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、消費生活相談事業について説明を求めます。

○湯浅崇市民活動推進課長 議案資料20ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算中、市民活動費、消費生活相談事業の補正予算について御説明いたします。

初めに1、補正の理由及び内容ですが、北海道消費者行政強化事業の追加交付を活用し、市民に対し新型コロナウイルス感染症に便乗した悪徳商法などへの注意喚起を行うとともに、消費生活相談窓口の利用促進をPRするための事業費を追加補正するものです。

事業内容としましては、消費生活相談窓口の利用を促すための啓発資材購入費10万円に、コミュニティFMを活用したラジオコマーシャルの放送業務委託料61万6,000円を合わせ、合計71万6,000円としています。

次に2、補正額ですが、歳出予算につきましては消費生活相談事業の補正前予算額386万1,000円に補正額71万6,000円を加え、補正後の額は457万7,000円となります。

(2) 歳入予算につきましては、第2回定例会で計上させていただきました115万1,000円に、今回の補正額71万6,000円を加え、補正後の額は186万7,000円となり、全額北海道からの消費者行政強化事業補助金となります。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 確認だったのですけれども、補正予算ということで予算計上されたのですが、実際に

網走で何か被害の実態があったとか、そういうお話があったのでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 今年度の5月10日に市内におきまして、高額現金をだまし取られる還付金詐欺が発生しております。

被害額については、約50万円ほどと聞いておりますが、市の職員を名乗り保険料の還付金があるということで、ATMから誤送金してしまったことが原因となっております。

このような実態があることから、市民に広くPRを行いたいと考えております。

○澤谷淳子委員 そうでしたか。

それだとこのラジオとか、CMとか、あとチラシとかはないのでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 今回の需用費につきましては、広く市民にPRするための啓発資材を購入したいと考えておまして、その中で啓発チラシ、もしくは資材等に消費相談窓口の電話番号等を記載してですね、配布したいというふうに考えておりますので、その点を今後検討したいと思っております。

○澤谷淳子委員 はい、わかりました。

○松浦敏司委員長 次、ございませんか。

○川原田英世委員 悪徳商法がコロナ禍にあって、いろんな悪徳商法が出ているというのは、連日テレビでも報道があって、特に国の給付金詐欺だとか、いろんな手口が何ていうのですかね、ICTを活用してこんなこと考えるのだというような、驚くべき手口が広がっているというふうに思っておりまして、市民への喚起というのは非常に重要だなという認識でいます。

そういった認識のもとに何点か伺いたいのですが、まず網走にはFMあばしりがあって、これを活用していくのだということでその点は理解をしますが、その手法に至った経過というか、いろんな手法はあった中で、ここにたどり着いたと思うのですけれども、どのようなことを検討されていたのかを伺います。

○湯浅崇市民活動推進課長 FMあばしりの活用につきましては、昨年度より実施している啓発事業となっております。

ラジオを通じての啓発に至った経緯としましては、ラジオを聞くリスナーの方は高齢者が多いことと、あと夕方等につきましては、若者にも一部のラジオリスナーが多いということ想定しておまして

て、そのようなことからですね、若者や高齢者を対象に広く周知する一つの手段として、ラジオを活用させていただきたいと考えております。

**○川原田英世委員** ここに至るには、消費者協会の方だとかそういう方たちとも話し合った上で、この手法に至っているという認識でよかったですでしょうか。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 必ず啓発事業につきましては、網走消費者協会の相談部会等でですね、意見をもらいながら、その原稿につきましてもそこで協議をいただいてですね、ラジオ等で放送させていただいております。

**○川原田英世委員** わかりました。

それで今言ったように、時間帯によって聞く層が違うということで、この61万6,000円を使ってできるだけ様々な世帯、若者から高齢の方に情報提供していかなくちゃいけないと思うのですが、どのような規模感になるのか、CM放送のですね、そこら辺を教えていただければと思います。

**○湯浅崇市民活動推進課長** なかなか規模といいですか、正確にどれぐらいの市民の方がそれを通じてですね、啓発等のコマーシャルを通じてですね、自らの行動を自制するというようなことができるのかどうかは不明な点が多いのですけれども、できる限りラジオやチラシ、いろいろなチャンネルを活用しながらですね、市民にPRしてですね、1人でも多くの方がこういった特殊詐欺等に遭わないような形をですね、市としてはつくっていききたいというふうに考えております。

**○川原田英世委員** わかりました。

以前、議論でFMあばしりをどれだけの人が聞いているのだろうというのもありましたけれども、その把握はなかなか困難だということと、となると、これをやるように予算をつけて実行するにしても、どれだけ成果があるのかもなかなか把握しづらいということで、FMあばしりがあることで活用していくということはすばらしいことなのですが、そこに対するエビデンスというものをやっぱりこれからしっかりと、もっと明確にしていかなきゃいけないのだと思っていますので、その点は当課とは違うのかもしれませんが、横の連携をしっかりと連携を図ってですね、進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それは要望です。

それと今後、これからの取組でひとつ検討をして

いただきたいので、考えを伺いたいのは、さっき言ったようにICTを使った悪徳なものが増えてきていて、となると気をつけてくださいというときに発信する媒体も、そのICTを使った市民への啓発ということも考えていく必要があると思うのですよね。

ですので、FMあばしりを一つの手法でしたけれども、そういったもうちょっとチャンネルを広げて、様々な媒体を通した啓発を今後検討していただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 昨年度はですね、ラジオCMを活用してですね、動画の作成を当課で実施しまして、ユーチューブで3コマーシャルほど掲載させていただいております。

なかなか視聴率は伸びてはいませんが、今後どのようにICTを活用したですね、情報につきまして研究して広く市民の方に周知していきたいと考えております。

**○川原田英世委員** わかりました。

**○松浦敏司委員長** ほか、ありませんか。

**○金兵智則委員** 種々、やり取りがありましたので何点か。

この61万6,000円なのですけれども、これの積算根拠は。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 61万6,000円の内訳ですが、ラジオコマーシャルが14週で平日の70日間を考慮しておりまして、現在10月の中旬から1月の中旬にかけての14週を想定しております。

1週間のコマーシャル料が4万円というふうにお聞きしておりまして、その点を積算してですね、計上させていただいております。

**○金兵智則委員** 1週間4万円なので、14週で61万6,000円だよと……。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 消費税がかかりますので、週4万円の14週で56万円になりますが、それに5万6,000円の消費税が加わって61万6,000円という内訳となります。

**○金兵智則委員** わかりました。

CMを流す時間帯とかがというのは、こちらで決められるものなのですか。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 事前のコマーシャルの中身として協議させていただいているのは、1日5回、1分30秒を想定しております。

**○金兵智則委員** 時間帯とかはどうなっているの

すか。

○湯浅崇市民活動推進課長 時間帯につきましては、午前中の枠が2回、午後が2回、夕方が1回というようなことで今検討しております。

○金兵智則委員 それが効果的かどうかは、聴取率がわからないので何とも言えないところなのだと思いますけれども、夕方の若者を狙うというのであれば、午後1回、夕方2回とかっていうことでもいいのかなど思ったのですけれども、そういうふうにした理由は何かあるのですか。

○湯浅崇市民活動推進課長 当初、そのようにFMあばしりさんですと、協議させていただいておまして、中身につきましては今後具体的にこの予算が確定した後にですね、協議をさせていただきたいと考えておりますので、その際にですね、夕方2回とかという形で検討させていただきたいなと思います。

○金兵智則委員 これからまだ柔軟に対応できるのかなと、今の答弁で思いました。

狙っているところにより効果的かというと、当たり前なことだと思うので、その辺はしっかりと対応していただきたいなというふうに思いますけれども、あとこの予算なのですから、例年でいくと6月に道から交付があったと思うのですけれども、今年に限って2回に分かれたというのは何か理由があるのですか。

○湯浅崇市民活動推進課長 今回、この消費者行政強化補助金ですね、追加交付というのがありました。

6月に計上させていただいたものは、当初の予算という形で北海道から内示いただいたものですが、全道としまして大きな予算を持っていて、その中で未執行の部分があったということがありまして、その分が今回の追加交付という形になりました。網走市のほうでも手を挙げさせていただきました。

○金兵智則委員 未執行の部分があったので、追加に対して手を挙げたのだよということなのですから、これは手を挙げるときに何か条件というのが何かあって、このCMになったっていうわけではなくて、手を挙げてこれにしようということになった、それはどっちなのですか。

○湯浅崇市民活動推進課長 当初ですね、これも含めてですね、道のほうに申請しておりましたが、1段階目としまして、6月の議会の内容が交付決定と

なって、その後にこの内容も追加で構いませんということで北海道から交付決定になったものでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

より効果的な事業になるように、対応していただけたらなというふうに思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、消費生活相談事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、自立訓練給付事業について説明を求めます。

○結城慎二社会福祉課長 それでは議案資料21ページを御覧願います。

令和3年度一般会計障がい者福祉費、自立訓練給付事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、障害者総合支援法に基づく自立訓練給付につきましては、標準利用期間が2年と定められておりますが、この標準利用期間内に十分な成果が得られない場合などにおきましては、障害支援区分認定審査会の意見を聴取した上で再度の支給決定が可能となっております。

令和3年度におきましては、既に標準利用期間を超える2件の支給決定が行われていることに加えまして、今後さらに1件の支給決定が見込まれております。

これにより当初見込みよりも利用人数が増加することとなるため、給付費の補正を行うものです。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、補正額317万2,000円の財源内訳は国庫負担金158万6,000円、道負担金79万3,000円、一般財源79万3,000円となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおり

となります。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 すみません、ちょっと確認をさせていただきます。

もともと本来、自立訓練給付金となっているのですけれども、自立とはどんな感じを考えればいいでしょうか。

○結城慎二社会福祉課長 この自立訓練給付事業というのは、障がい福祉サービスの名称でございます。

自立訓練給付の中には、3種類の種類がございまして宿泊型生活訓練、機能訓練、それぞれ3種類があるのですけれども、それぞれ地域生活への自立を目指す訓練ということになります。

○澤谷淳子委員 そうすると、そういう訓練をして、皆さんに助けてもらいながら生活できるようにということでその中で訓練したのだけれども、残念ながらちょっとやっぱりなかなかという場合も、もちろんあるということですよ。

はい、ありがとうございます。

○石垣直樹委員 障がい福祉サービスの利用者が増えたことによる補正だと思われそうですが、単純に数字だけ見ると補正前の額の3倍の額が補正予算として上がっております。

この増えた要因というのは何かをお示してください。

○結城慎二社会福祉課長 自立訓練給付事業は、実は今網走でサービスを提供している事業所がございません。

それぞれ市外で住所地特例によりまして、網走市がサービスの援護実施者となって支給決定を行っているものでございまして、件数的には例年1名から3名程度で利用人員が推移しておりました。

当初予算編成に当たりましては、標準利用期間終了をもって利用の継続がないと見込んでおまして、新規の利用を見込まずに年度途中までの1名の予算のみの編成をしておりましたが、冒頭に説明いたしましたとおり、3名の標準利用期間を超える支給決定を行なわなければならないということになりましたので、今回補正を計上させていただいております。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○川原田英世委員 僕のほうから1点確認なのです

が、この制度は非常に重要だと思っております、自立をしていただけるように、やっぱりそこはしっかりと支援を続けていくということが一つだと思うのですが、今回再度の支給だったという中で、これはどの程度、この先再度支給というのが認められていくのか、途中で切られてしまうということがあっては元も子もないと思いますので、やっぱりしっかりと支えながら自立できる段階まで支援をしていくということが望ましいと思うのですけれども、制度としてはどのような形になっているのかを確認させていただきます。

○結城慎二社会福祉課長 標準利用期間を超える再度の支給決定の回数のお問い合わせだと思いますが、原則的には1回しか認められておりません。

ですから、通常で言うところのサービスに限って言うと、2年プラス1年の3年間ということになります。

ただ、これはあくまでも原則ということでございますので、網走市としては、再度の支給決定が必要な場合には、本人あるいは家族の同意を前提として事業所から例えばこれまでの経過、あるいは継続することによってこういう効果が見込まれます、その後はこういう生活をしますというようなことで、意見書を出してもらっております。

それに基づいて審査ということになりますから、原則1年でありますが必要に応じて再度の決定ということもあり得るものと考えます。

ただ、標準利用期間の設定自体がサービスの利用の長期化を防ぐものですから、その趣旨は配慮しつつ、市において判断をしているというような状況でございます。

○川原田英世委員 理解をしました。

その計画の中でですね、自立をしていただけるというふうに、もちろんプログラムを組んで、取り組んでおられるというふうに思うのですが、とは言っても、なかなか自立が難しいという状況は絶対にあると思いますので、そういうときにしっかりと支える体制をこれからはしっかりと充実させていただければと思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、自立訓練給付事業については、

全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、網走厚生病院脳神経外科運営支援事業について説明を求めます。

○今野多賀子健康推進課長 議案資料22ページ、資料1号を御覧願います。

令和3年度一般会計保健衛生総務費補正予算、網走厚生病院脳神経外科運営支援事業につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。斜網地域における医療の充実と住民の安心安全の確保を目的といたしまして、1市4町で脳血管疾患にかかる医療体制を維持するために行う、網走厚生病院脳神経外科に対する令和2年度分の運営支援の額が確定したため、係る経費を追加補正するものであります。

網走厚生病院脳神経外科につきましては、令和2年1月に外来診療が開始され、同年2月から入院や手術への対応が始まり、令和2年度におきましては通年での運営となりましたが、6,737万8,747円の損失が生じたところであります。

要因といたしましては、昨年度の4月から6月の実績と今年度の比較で、診療収益及び入院、外来患者数ともに上昇が見られるため、昨年は段階的に患者数が増え、軌道に乗った運営が6月以降になったことが考えられます。

損失金の負担につきましては、1市4町で分担することとしておりますが、当市の負担額は4,449万円となります。

なお、負担割合につきましては、脳血管疾患にかかる搬送実績などを参考といたしまして、原則3年を目安に見直すこととしておりますが、医療提供体制や患者の状況等により見直しが必要と判断される場合には、その都度1市4町で協議することとしております。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(1)歳出予算に記載のとおりとなり、補正額4,449万円の財源内訳につきましては基金繰入金となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)の歳入予算に記載のとおり

りとなります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○金兵智則委員 令和2年分ということで令和2年が1月から外来、2月から手術入院が始まったので、令和2年度としては丸々初めてですかね、初めて1年間を通じた金額ということなのですが、ちょっと詳しい御説明を……6月からは順調にいったので、この金額になりましたということであれば、4月、5月はまだちょっと波に乘れなかったのかなという理解をさせて……理解するしかないのかなと思いますけれども、そうしたら想定よりは4月、5月があまり順調にいったので少ない状況なのですかね。

どういうふうに、この数字を見ればいいですかね。

○桶屋盛樹健康福祉部長 過日、1市4町と厚生病院、それと北海道厚生連の本部の役員の方とお話をする中で、実績の説明をいただいたところであります。

先ほどの説明の中で、令和2年度の通年ということで4月、5月、6月が、6月以降に軌道に乗ったというお話をさせていただきましたけれども、4月 - 6月の令和2年度と令和3年度を比較いたしますと、4月 - 6月で入院診療収益が3,500万円ぐらい今年が増えていたということと、あと外来診療収益につきましても1,500万円ぐらい昨年度と比較して増えているので、昨年度は2月から手術対応、それから入院対応が始まったというようなことで段階的に患者数が増えていったため、今年が少し4月冒頭から軌道に乗った運営ができているのだらうなというようなことで、今回、前提で6,700万円ぐらいの損失にはなりましたが、来年はもう少し令和3年度の実績におきましては、もう少し収入が上がると。

ただ、収入が上がってもですね、また支出も増えるということになりますので、その辺の収支のバランスというのは、ちょっとまだわからないですけれども、もう少し収入が見込めるといような説明であります。

○金兵智則委員 わかりました。

収入が少なかったということで、手術も2月から始めたばかりですので、コンスタントに行えなかったのかもしれないですし、いかんせん、ただ脳外な

のでね、手術したところ……したところという言い方が正しいかどうかわかりませんが、診療報酬だけは、どんどんどんどん下げられていますので、手術の数をこなしたからといって元が取れるというか……ではないのであれですけども、実際1年間を通じて順調に回っていないので、来年度に対してはどうなるかもわからない、まだちょっと見えないところもあるけれども、これが基本になるのかなというふうには考えたいなというふうに思います。

それでよろしいですよ。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** はい。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○石垣直樹委員** この金額に対して、1市4町で緊急搬送の人数で案分したという説明があったかと思いますが、ちなみに網走から緊急搬送された人数を教えてください。

**○今野多賀子健康推進課長** 令和2年度の網走市の搬送実績は、238人で全体の71%になります。

**○松浦敏司委員長** 数字をもう1回言ってみてください。

**○今野多賀子健康推進課長** 網走市の搬送実績は238人です。

全体の71%となります。

**○松浦敏司委員長** いいですか、石垣委員。

**○石垣直樹委員** はい。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、それではお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、網走厚生病院脳神経外科運営支援事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、ごみ処理事業、広域処理検討事業について説明を求めます。

**○近藤賢生活環境課長** 議案資料1号23ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算中、当課所管分、清掃費、広域処理検討事業の歳出予算の補正について、御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容についてであります、

斜網地域におけるごみの広域処理の可能性について検討を進めるため、広域化の検討業務とごみ質の調査業務を行おうとするものであります。

初めに、広域化検討業務についてでございますが、令和3年2月に開催されました斜網地区市町長会議の中で、廃棄物中間処理の広域化の検討を進めていくということが決定したところでございます。

このことから、今年度に網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、大空町の1市5町による担当者会議を開催し、まずは広域化した場合のごみ処理に関する基礎調査を実施する必要があるとしたところでございます。

事業の内容ですが、各自自治体ごとのごみの量の把握、広域化した場合の中間処理の方法と能力の設定、各自自治体の今後のごみ処理の方向性について検討し、概算事業費を算定する内容としております。

なお、本調査は、大空町が令和2年度から既に実施しております中間処理施設の更新に向けた基礎調査に併せて実施する内容としております。

次にごみ質調査の内容ですが、広域化検討業務の基礎資料として必要な埋立てごみの種類別組成調査と、ごみの種類組成分析調査を実施するものです。

経費の用途は、広域化検討業務としまして139万7,000円、ごみ質調査業務として203万2,000円、合計で342万9,000円を計上しております。

2の補正額の歳出予算は、本票に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

**○松浦敏司委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○川原田英世委員** 定住自立圏のときにもいろいろな議論がありましたけれども、それが自主的に進んできたのかなというふうに思っています。

委託先というのは、どのようなところを検討されているのか、まずはお伺いします。

**○近藤賢生活環境課長** 広域化検討業務の関係でございますが、既に大空町が広域化に関する……広域化ではなく、中間処理施設の更新に係る検討をしているところです。

その委託業者に見積りをいただき、時間がないことからそちらのほうに1市4町も加わって、広域化の基礎調査を委託する内容としております。

また、もう一方のごみ質調査につきましては、網走市のごみ質の調査ということになりますので、こちらについては、これから入札で決めていく形とな

っていきます。

○川原田英世委員 わかりました。

ということは、広域化検討業務は1市5町で費用を案分するという形になるのですかね。

どういった形になっているのかを伺います。

○近藤賢生活環境課長 広域化検討業務ですが、大空町が委託している事業者から見積りをいただきまして、まだごみの搬入量とかが出ておりませんので、現状としましては人口割で算定した金額で、1市4町がそれぞれ契約をする内容で見えております。

○川原田英世委員 わかりました。

連携体制をしっかりと密にとって、実施を進めていただきたいというふうに思っています。

それで、この検討業務がどの程度のスパンでかかってくるのか、それからそのあとですね、どのようなスケジュールでこれが動いていくものなのか、今後の見通しについてお伺いします。

○近藤賢生活環境課長 こちらの基礎調査でございますが、まずは、広域化をして、中間処理をするという場合、どのぐらいのごみの量が出てくるかわからないと、施設の規模が算定できません。

まずはごみの量、これはなるべく早くにですね、計算をしてそれで施設の規模を算定すると、そういった事前調査を踏まえた上で今後の議論を進めていくという流れとなります。

○川原田英世委員 今後の事業を進めるというのはわかったのですが、今の検討自体は今年度で終わるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 この基礎調査の検討は、今年度で終わる形としております。

○川原田英世委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○石垣直樹委員 廃棄物の中間処理ということで、最終処分ではないというお話かと思いますが、具体的にこの廃棄物の中間処理を、どの程度のどのようなごみが、どのように処理されると検討されているのかをお示しください。

○近藤賢生活環境課長 中間処理でございますが、どのような中間処理にするのかというのは、これからの基礎調査の中で検討する内容となります。

網走市としましては、現状として今埋め立てているごみ、それを減らすという方向の中間処理を出していかなければならないというふうに考えておりますので、その方式、それから網走市のごみの中間処理できるごみの量についても、この広域の基礎調査

の中で検討することとしております。

○石垣直樹委員 市で埋立てしているごみを減らす目的もあるというふうに御答弁いただきましたが、人口が減っていく中で、今後ごみがどのように推移していくかわからない中で、しっかりと検討していただきまして、今後の市民生活のために必要なことかと思われま。

必要であればさらに予算をつけて、しっかりと検討した上で、広域的なごみ処理を実行していただければと思います。

○金兵智則委員 すいません、1点先ほど答弁があったのかもしれないのですが、確認をとらせていただきたいのですが、広域化検討業務というのは、ごみの量の計算をして施設の規模を決める、これが今年度にやることなのですかね。

○近藤賢生活環境課長 この広域化をしてそれぞれの市町が出すごみの量、これが出てこないと施設の規模が出てきません。

施設の規模が決まってからでないと、次のステップとなります、こういった場所に建てるのかとか、そういった説明もできませんので、それでこういった規模の算定というのが主だった業務内容となります。

○金兵智則委員 ですから、それが今年度の事業なのですかねという質問なのですが、

○近藤賢生活環境課長 それについては、今年度の事業となります。

○金兵智則委員 であれば施設の規模、ごみの量が出てきて、施設の規模の検討まで今年度にやって、来年度以降にそれが先ほど御説明いただいた場所をどうするのかとかという話は、来年度以降に進んでいくということなのですか。

○近藤賢生活環境課長 この規模の算定ができ次第、取りかかって、来年度……なるべく早いスケジュールで進めたいのですが、基本的には来年度以降になっていくと考えております。

○金兵智則委員 今後のスケジュールというか、目安というのをどう考えているのか、1市5町が関ることなので、網走市のみじゃないので、勝手なことは言えないのだとは思いますが、結構網走の埋立処分場も喫緊の課題ですよ。

それがあって、これを多分やるのだと思うのですが、その辺のスケジュール、例えばどの辺までどうするのかというのは、この1市5町で話をされているのですか。

その辺はもう、そういうふうにくだろうという予測の段階なのですか。

○近藤賢生活環境課長 網走市もそうなのですが、最終処分場の状況、それぞれ自治体ごとに問題を持っております。

そのスケジュールを併せて、この基礎調査の中で最短なよりよい方法も決めていく形に考えております。

○金兵智則委員 目安として、これぐらいにはこの状況にはいたいねみたいな、そういうスケジュール的なものはないのですか。

○近藤賢生活環境課長 1市5町の合意としまして、最短のスケジュールを出ささせていただいていますが、一番短くてこれから今年度も含めて7年はかかるという形で話をしております。

○金兵智則委員 最短スケジュールで、7年後から稼働ができるのかなというようなスケジュールですが、早く進められるものであればもっと早く進めたい。

それがでも、話し合ったスケジュールで最短なので、伸びることはあっても短くなることはなかなか難しいのかなと思いますけれども、そうなるのと、いろいろとやらなきゃいけない事業とかも変わってくるのだらうと思いますので、この辺をやっぱりしっかりとした連携と言えいいのですかね、その辺がちょっと必要なというふうに思いますので、対応していただければと思います。

○松浦敏司委員長 ほかはありませんか。

○川原田英世委員 大変な作業が求められているのだと思っていますけれども、何点か基本的な考え方をちょっと伺いたいのですが、それぞれの町で分別の内容、ごみ収集、回収、業務全般、地域でばらばらだと思うのですが、そういった中で網走が聞いている範囲だと一番細かいのかなとは思っているのですが、こういった市民のごみの分別だとか、そういうことを変えずに中間処理だけ共有しようというものなのか、それともこの1市5町で統一した何か新しい仕組みも含めて、つくっていかうという考え方なのか、どういった基本的な考え方をしているのかをお伺いします。

○近藤賢生活環境課長 その辺りの議論もこれから進んでいくことになるとは思います、基本的にはそれぞれの自治体で中間処理施設、網走でいえば生ごみ堆肥化施設とかがございます。

網走で言えば、今埋立てごみとして出しているも

のを中間処理できるもの、できないもの、それに分けていくという変更が必要になると思いますので、その辺りは議論が進んできた中で、また市民の皆様とも話し合いをして進めていかなければならないと考えております。

○川原田英世委員 ごみの分別というのを生活の中になじませるといったらいいのか、大変な作業ですよ。

今でもいっぱい課題があるわけですから、できればこの網走の仕組みを維持して、ほかの町もそれぞれの町の仕組みを維持しながら、新しくできる施設をそれぞれのルールで活用していくっていう形のほうが早く進むし、市民の負担も少ないのだらうなというふうに、僕は思っています。

それも含めて議論をするということなのでしょうけれども、できるだけその議論が早く進んで、着手できるように進めていただければと思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかに。

○石垣直樹委員 お話の中で7年かかる予定だということでしたが、将来的に渡って網走市のごみ処分に関しては、現状のごみ処理場、そしてこの広域処理、この二本立てで進んでいくという方向でよろしいですか。

○近藤賢生活環境課長 将来的なビジョンになりますが、これも基礎調査をした上で検討していく内容というふうに考えております。

○松浦敏司委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、ごみ処理事業、広域処理検討事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

---

○松浦敏司委員長 次に移ります。

議案第2号令和3年度網走市介護保険特別会計補正予算、介護保険事業基金積立金及び償還金について説明を求めます。

○野呂俊広介護福祉課長 議案資料29ページを御覧ください。

令和3年度介護保険特別会計補正予算、介護保険事業基金積立金、償還金につきまして、御説明いた

します。

1、補正の理由及び内容であります。前年度繰越金及び国庫補助金等の確定に伴い、必要な経費を追加補正するものでございます。

金額につきましては、介護保険事業基金積立金が1,445万6,000円、国庫補助金返還金が760万1,000円、道負担金、補助金返還金が846万1,000円、支払基金交付金返還金が1,393万7,000円、合計4,445万5,000円となります。

介護保険事業基金積立金は、介護保険特別会計の決算における歳入と歳出の差額で生じた剰余金を積み立てるものであり、国庫補助金等の返還金は、介護給付費及び地域支援事業費の決算額が、補助金等の交付申請に伴う事業費の見込み額を下回ったため、概算交付を受けている補助金等を返還するものであります。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額、(1)歳出予算、①介護保険事業基金積立金、及び②償還金に記載のとおりとなります。

歳入予算における各科目の補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、30ページの(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

**○松浦敏司委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○川原田英世委員** 確認したいことが何点かあります。

まず基金積立金は、この積立てがさらに増えて、合計でどのくらいの規模の積立金になるのでしょうか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 今補正後の見込額としましては、2億538万4,000円となります。

**○川原田英世委員** わかりました。

それでこの基金積立金は、基本的に介護保険の保険料を抑制していくようなイメージを僕は持っているのですが、そういったものに使われるという認識でよかったですでしょうか。

**○野呂俊広介護福祉課長** 結果的に剰余となりました基金残高につきましては、過去におきまして、保険料の大幅な抑制に活用させていただいているところでございます。

今回第9期、現在は8期ですけれども、次期9期の計画期間において、保険料の上昇を抑制するために活用することが妥当だと考えておりますけれど

も、策定委員会の御意見を頂戴しながら決定していくことになるかと考えております。

**○川原田英世委員** わかりました。

介護保険料も年々全国的に上がっていて、サービスと保険料のバランスというのが非常に難しい部分だというふうに認識をしています。

そういった中で、毎年このように剰余金という形で発生するということですが、つまり剰余金として発生するということは、逆に言うと介護保険事業者からすれば収入として見ている部分の減額も生じているのではないかと思うのですよね。

そのバランスを今回の剰余金の4,445万円という金額で、どのように原課として認識をしているのか、民間事業者がこの減額によって、相当きつくてやっつけられないという状況であれば、これはまた逆に困りますし、ここのバランスの部分のどのよう

に認識しているのかをお伺いします。  
**○野呂俊広介護福祉課長** 今回の剰余金の内容でございますけれども、介護保険の給付費の財源は、それぞれ法定割合が決まっているところでございまして、その歳出に応じて国、道、それから支払基金は第2号被保険料の拠出先でございますけれども、その2年度の見込額の概算交付を受けているのですけれども、その概算交付を受けている額と令和2年度が終わって確定した額との差が生じたので、その分を多くもらい過ぎた分を一旦基金に積み立てて、それを今回返還するというところでございますので、そのような内容となっております。

それから事業の収支というところでは、第8期の策定委員会の中でアンケート調査を行ったところ、やはり収支は一時期よりマイナスの介護報酬の改定があったときより、上がったというふうに把握をしておりますけれども、そのような状況を今後とも把握しながら事業のほうをしていきたいと考えているところでございます。

**○川原田英世委員** わかりました。

高齢化もいよいよますます進んできてというところですので、こういった基金の在り方も含めて、これからいろいろと議論を進めていただければと思います。

以上です。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第2号令和3年度網走市介護保険特別会計補

正予算、介護保険事業基金積立金及び償還金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

トイレ休憩も含めてですので、5分程度休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時55分再開

○松浦敏司委員長 それでは、再開します。

次に教育委員会関係に入ります。

初めに、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、スクールバス密集対策事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の24ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、教育委員会費、スクールバス密集対策事業について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、感染予防対策としてスクールバスの密を避けるため、登校時のスクールバスを増便するために追加補正しようとするものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

スクールバス登校便の増便につきましては、4月から9月まで実施しておりましたが、引き続き12月までこれまでと同様に能取路線に対して1台、稲富・山里・昭和路線と中園・東網走路線の2路線に対して1台、音根内・丸万路線と清浦路線の2路線に対して1台、二見ヶ岡・嘉多山路線と嘉多山・越歳路線の2路線に対して1台の計4台、増便する内容でございます。

補正額につきましては910万円の増額、財源につきましては2の(1)のとおりでございます。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 これまでも続けてこられたもの、やっぱりこの緊急事態、いつこのコロナ禍が終わるのかというところと全く先が見通せないという状況で、この内容については理解するところです。

それで1点気になるのが、この車内のコロナ対策はしっかりと図られているのかということなのですが、その状況をどのように把握しているのかを

伺います。

○小松広典学校教育課長 スクールバスの乗車につきましては、健康チェックシートを運転手さんに見せまして、その後にそれぞれ間隔を空けた座席のほうに着席するような形で運行しまして、スクールバスの運行が終わりましたら車内の換気とですね、それから消毒について実施しているところでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

基本はずっとそうなっているのだと思うのですが、話を聞くと子供たちですので、車内でやっぱり後ろのほうの座席に固まって座って、みんなで楽しくおしゃべりと、その気持ちはすごくよくわかるのですが、やっぱり何かしらそういう状況があれば対策をとらなくてはならなくて、シートにここは座っちゃだめですよって間隔をとるために、よくあるソーシャルディスタンスを図ってくださいというバツ印があるとか、何かしらちょっと対策をとらないと、子供心を察した上でのそういった環境づくりをしていただかないといけないのかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○小松広典学校教育課長 スクールバスの乗車方法につきましては、学校のほうでもですね、乗車指導という形で実施しているところなのですが、今回そのような実態があるという話をお伺いしましたので、また改めまして乗車指導について学校のほうに連絡をしてですね、実施するような形で進めてまいりたいと思います。

○川原田英世委員 お願いします。

○松浦敏司委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、それではお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうちスクールバス密集対策事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

○松浦敏司委員長 議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、潮見小学校管理職住宅改築事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の25ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、教育委員会

費、潮見小学校管理職住宅改築事業の概要について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、市営住宅潮見団地の建て替えに伴い、潮見小学校の管理職住宅を改築するための建設費について追加補正しようとするものでございます。

事業の内容につきましては、現在潮見小学校の管理職住宅は、建て替えを進めている市営住宅潮見団地と同じブロック内に建てておりますが、団地内全体の建て替えに伴い移転する必要があり、現在の市道の向かいの公営住宅用地に改築するに当たり、建築する用地のめどが立ったため、建築を進めようとするものでございます。

新築する建物の概要は、木造平屋建て2棟2戸、1戸当たりの床面積は80平米で、住宅の形は3LDKでございます。

費用には新築部分の建物のほか、住宅から道路への切り下げ、それから街路樹の伐採が含まれております。

事業費につきましては5,187万6,000円の増額、財源につきましては2の(1)に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

**○松浦敏司委員長** それでは次に入ります。

質疑ありませんか。

**○澤谷淳子委員** 小学校の管理職住宅ということは、校長先生、教頭先生ということですよ。

それでこれは校長、教頭の管理職なのだけでも、ここに住まないということもあるのでしょうか。

全員100%住むのですか。

**○小松広典学校教育課長** 管理職住宅につきましては、やはり学校の管理上、学校の敷地内ですとか、隣接地のほうに建設され、これまでも用意しているものでございます。

実際に住まなければならないかという話でございますけれども、これまでについては管理職の高い意識によりまして、実態としては住んでいる状況でございます。

ただ、住まなければならないかどうかと言われてみると、そこは強要できないというふうに考えております。

**○松浦敏司委員長** ほか、ありませんか。

**○石垣直樹委員** 今回、潮見の市営住宅の建て替えに関連して、このようなことができたということで

本当によかったなと思っています。

と言いますのも、私の子供が潮見小学校に行っておりまして、PTAの関係で1回入ったことがあるのですが、本当にひどい家でした。

多分、嫁が逃げ出さないでよくここに住んでいるなというような印象を受けるぐらい、そこまで言っていないほど住宅環境がよろしくないと感じました。

まだまだ市内には小中学校がございまして、管理職の住宅はひどいものがあると認識しております。

今回は、たまたまこの市営住宅の建て替えに便乗してできましたが、できれば様々な予算を使って、その他の教職住宅も改善していければと思っています。

ぜひ検討していただければと思います。

**○松浦敏司委員長** 答弁はいいですか。

石垣委員、答弁はいいですか。

**○石垣直樹委員** いいです。

**○松浦敏司委員長** ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、潮見小学校学校管理職住宅改築事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、大学給付型奨学金令和3年度決定分に係る債務負担行為の補正について説明を求めます。

**○小松広典学校教育課長** 議案資料31ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、大学給付型奨学金令和3年度の決定分に係る債務負担行為の設定について御説明いたします。

補正の理由でございますが、大学給付型奨学金について、令和3年度内に奨学生を決定し給付する必要があるため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

債務負担行為の内容ですが、令和3年度中に決定する奨学生の大学給付型奨学金で、令和3年度から正規の修学期間に支給する額を限度として、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

当該事業の概要ですが、目的を進学に当たり将来

に向けて社会的に有益な活動を目指す意欲にあふれ、向学心があり学業成績が優秀な学生であって、経済的理由により大学への就学が困難な生徒に対し、奨学金及び入学一時金を支給し、もって社会の有用な人材を育成することとしまして、支給内容は(2)のとおり3区分としております。

また給付の開始は、令和4年3月に入学一時金及び奨学金3か月分を支給しようとするもので、今回の債務負担行為の設定について提案させていただいております。

説明については以上です。

**○松浦敏司委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○澤谷淳子委員** 年度内に奨学生を決定しということで、これは奨学金をもらいたいという人が申請してきたものを審査して、こちらが決めるという感じなのでしょうか。

それと、あとすみません、これは何人分とかというのがありますか。

**○小松広典学校教育課長** 募集スケジュールの流れですけれども、今回債務負担の議決をいただきましたら、早々に各学校への募集案内を出させていただいて、10月に募集受付をする予定となっております。

来年3月に合格の確認をしまして、最終決定という流れとなっております。

人数の関係でございますけれども、そこにつきましては、選考委員の中で選考することとなりますけれども、そのときそのときで判断していく形になります。

ただ、財源といいますか、原資の金額に限られたものでございますので、それを有効に使うような件数で、10年程度というようなところも寄附者の意向として聞いているところでございます。

**○澤谷淳子委員** 一応この金額の範囲内であれば、ある程度その人数というか、ちょっと上下があるのかもしれませんが、なるべくこの奨学金が行き渡るような人数と、決めてはいないという感じで考えていいのでしょうか。

**○小松広典学校教育課長** 毎年2人ですとか、3人ですとか、固定して決めていくということではなしに、優良な人材がいればそれに応じた形で選考をさせていただいて、決めていくというような考え方でございます。

**○松浦敏司委員長** いいですか。

ほか、ありませんか。

**○工藤英治委員** この件ですね、国のほうのね、奨学支援金がございますよね、無償化の。

これより非常に優遇されているのですが、国のほうの支援金が当たる人、これに対してね、それより付加された分だけね、支給するとかという、ダブることはできないと思うのですが、どうなのですか。

**○松浦敏司委員長** 休憩しますか。

**○小松広典学校教育課長** 今回のこの奨学金の制度につきましては、特にそのような制限は設けておりません。

国の、ほかの奨学金の制度……。

**○工藤英治委員** 国から支給を受けたら、これは受けられないということですね。

**○小松広典学校教育課長** こちらの奨学金につきましては、ほかの奨学金を受けているからという理由で減額したりですとか、受けられないというような要件を定めていませんので、併せて受けることができるという制度でございます。

**○松浦敏司委員長** 工藤委員、いいですか。

**○工藤英治委員** 国のももらって、市のももらえるということですか。

**○小松広典学校教育課長** こちらのほうの奨学金の制度では、ほかの奨学金制度の受給についての制限はありませんけれども、ほかの奨学金の制度……工藤委員がおっしゃった国のほうという部分、ほかの制度でどのような制限がかかっているのかというのは、今現時点でこちらのほうではわからないところでございます。

**○松浦敏司委員長** よろしいですか。

**○工藤英治委員** わかりました。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○川原田英世委員** 寄附者の意思に沿ってということで、大変ありがたく、すばらしい制度だというふうに思っています。

それで、寄附者の意向を僕が直接聞いているわけじゃないのであれですけれども、きっとこの寄附を呼び水として、恒久的にこういう制度をつくってほしいという思いがあるのだらうと思っています。

ですので、先ほどの澤谷委員の答弁でいくと、この基金の中で何年できるかはわからないけれども、10年ぐらいできればいいなど。でも、あまり応募者が多ければ早く終わっちゃうよなところの、一時的なものの答弁になっているのですけれども、そこはやっぱりですね、ふるさと納税の基金なども

活用しながらある程度、長期的な視点を持って取り組んでいくのだという考えを僕は示してほしいと思っているのですが、いかがでしょうか。

**○小松広典学校教育課長** 今回のこの奨学金の制度ですけれども、寄附者の意向としましてはおおむね2名程度で、10年程度継続してやっていきたいというふうに意向をお聞きしているところでございますけれども、結果につきましてはどのような形で決まるかというのは、現時点ではまだわからないというような状況でございますので、寄附者の意向に沿ったという形でいけば、10年程度はいけるかという、今後そのような形で検討していくような形になるかと思えます。

**○川原田英世委員** ちょっとよくわからなかったのですけれども、だからこの基金を呼び水として、こういった制度をある程度固定して、長期的に取り組んでいく、そういう考えはないのかという問いなのですが、いかがでしょうか。

**○田口徹学校教育部長** 今回の奨学金につきましては、寄附者が一定金額を寄附いただきまして、選考委員会をつくってこれから募集をかけていくわけですけれども、その中には寄附者の方にもですね、入っていただきながら検討していくこととしておりますが、先ほど小松課長が申したとおり、寄附者の意向としてはおおむね2名、ここは人数を決めないのですけれども、おおむね2名で10年は続けてほしいというような意向がございまして、今後のそれ以降につきましてはですね、今のところ決まったものはないでございますけれども、検討していきたいというふうに考えております。

**○川原田英世委員** 国のほうでね、しっかりとした制度が、その間にできてくれればいいのですけれども、やっぱり大きな課題だと思いますので、いろんな形で検討していただきたいと思います。ふるさと納税は、まさにそういうことのために僕はあるのではないのかなというふうに思っていますので、それも含めてですね、検討いただきたいということと、2名程度と言いましたけれども、経済的な状況で同じような状況に置かれている人が10人来たらどうなるのだと、そうしたら単年で終わっちゃうのかとかですね、そういうこともあるのだというふうに思いますが、そこはそこで致し方がないのかなというふうに思うのですが、そうなったらもうその1年、2年で終わってしまうという可能性もあるよということ認識していいのですか。

**○田口徹学校教育部長** 規約の中には、何名というのは決めておりません。選考委員会というのを設けますので……。

**○松浦敏司委員長** マイク入っていますか。

**○田口徹学校教育部長** すみません、入っていませんでした。

規約の中にはですね、何名というのは決めていなくて、期間についても決めてはいませんが、先ほど申したとおり寄附者の意向が一応2名で、大体10年程度は続けたいというふうにおっしゃっています。

選考委員の中には、その寄附者も入っていただいて選考していきますので、寄附者の意向を尊重しながらですね、選考していきたいというふうに考えております。

**○川原田英世委員** わかりました。

**○石垣直樹委員** 進学するにつれて本当にお金がかかります。

特に大学進学に関しては、本当にお金がかかる中ですばらしい事業だと思います。

この寄附者に対して教育委員会側から、何か感謝の意を伝えてはいると思うのですけれども、プラスアルファ、例えば名誉市民ですとか、そういったことも検討されているのでしょうか。

**○小松広典学校教育課長** 寄附者に対しましては、感謝状をお渡しているところでございます。

**○石垣直樹委員** 規模も規模なだけに感謝状にとどまらず、もっと上のものを検討していただければと思います。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、大学給付型奨学金（令和3年度決定分）に係る債務負担行為の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、学校遊具安全対策事業について説明を求めます。

**○小松広典学校教育課長** 議案資料の26ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、小学校学校管理費、学校遊具安全対策事業の概要について御説明いたします。

補正の理由でございますが、学校に設置している遊具の安全対策を図るため、その修繕費用について予算補正しようとするものでございます。

事業の内容でございますけれども、遊具の安全対策につきましては口頭ではわかりにくいいため、本日お配りしました資料の「公園等遊具安全対策事例」にて御説明させていただきます。

こちらの資料です、昨日の総務経済委員会で用いました、都市管理課の資料と共通であります。

1ページ目になりますけれども、1ページ目には絡まり、引っかかり対策について、遊具に出っ張りや突起がある場合には衣服の一部などが絡まったり、引っかかりによってけがをすることがあることから、写真のようにねじの頭を取り除いたり、溶接するほか、ねじ山に角のない丸山のものに交換するなどして安全対策を行います。

2ページ目にはですね、頭部や胴体の挟み込み対策について全身または身体の一部を入れたとき、引き抜けなくなるような開口部、または隙間は大きなけがにつながるおそれがあることから、写真のように隙間に棒を設けることで、隙間をなくす安全対策を行います。

3ページ目には、基礎が露出している遊具について、基礎の露出の解消を行うものですが、こちらにつきましては、既に緊急対策で対策済みというような内容となっております。

補正額につきましては、1,056万8,000円の増額、財源につきましては2のとおりでございます。

説明については以上でございます。

**○松浦敏司委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○石垣直樹委員** 夏休みくらいからかな、遊具が使えなくて、どうなっているのかという声がたくさん届いておりました。

早急に対応して、公園を開放して子供たちが使えるように努めていただければと思います。

**○松浦敏司委員長** 答弁は要らないですか。

**○石垣直樹委員** はい。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○川原田英世委員** 立入禁止という黄色いテープで、ぐるぐる巻きになっている遊具がたくさんあるのですが、撤去するものはないのですね。

全部修理をして、使えるようにするということですよね。

**○小松広典学校教育課長** 今回の補修対象遊具につきましては、今81基ございまして、そのうち撤去については9基、それから補修もですね、大きなけがにつながるおそれのある遊具につきましては11基、それから46基についてはねじの突起物の処理というのが主な内容となりまして、そのまま使えますか、安全な遊具につきましては15基、合わせて81基というような内訳となっております。

**○川原田英世委員** ちょっとわからなかったのですが、9基が撤去で、11基が安全性が担保できない……。

**○小松広典学校教育課長** 大きなけがにつながるおそれのある遊具が11基です。

**○川原田英世委員** 大きなけがにつながる可能性がある11基というのは、何かしらの対策をとることなのでしょうか。

**○小松広典学校教育課長** 大きなけがにつながるおそれのある遊具につきましては、今現在ですね、使用停止の措置をとるとともに、こちらの補正予算がですね、予算化されましたら、修繕の対応をとるという内容でございます。

**○川原田英世委員** わかりました。

9基は撤去ということですが、ほかのものは、使えるようにしてくれるのだということですが、年々子供たちの遊ぶ遊具が減っているイメージを受けていまして、撤去されるということですが、健康増進につながるような遊具をですね、新しく考えていただきたいと思っています。

雲梯とかもですね、ばりばりとテープが張られて使えないようになっているのですが、この前の水泳のオリンピックとかを見ていると、子供のころから雲梯で遊んでいたのが選手として成長した結果ですなんていうふうに出ていましたけれども、やっぱりああやって遊具で遊ぶということはすごく大事なのだなと思って、つくづく感じました。

ですので、撤去されるのは致し方ないのですが、新しいことも一つ念頭に置きながら進めていただければと思います。

どうですか、聞きます。

**○小松広典学校教育課長** 撤去につきましては、結局改修不可能という部分でやむなく撤去するものでございますけれども、学校のほうには例えば山型雲

梯と普通の雲梯ですとか、重複してあるような遊具がある学校もありますし、必要性につきましてはやはり学校のほうと相談をしながら、今後更新について計画していきたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○澤谷淳子委員 すみません、ちょっと本当にわからないのでお伺いしたいのですけれども、学校の遊具なので、1年生から6年生が遊ぶと思うのですけれども、当然6歳から遊べる遊具だと思のですが、例えば下の兄弟とか一緒にいくとか、私はその辺のことが全然わかっていないのですけれども、年齢制限的にちゃんと告知して、その年齢になっていない子供は遊べないよというのが、そういうのもあったのだけれども、学校の遊具については年齢制限のようなものの告知みたいなものというのは、どうなりますか。

あるのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 学校で利用するものですので、基本的に6歳から12歳の範囲の遊具が設置しているという考え方でございます。

○澤谷淳子委員 例えば、兄弟がたまたま一緒に遊んでいて、お兄ちゃん、お姉ちゃん、当然あれなのですけれども、その下の子も一緒にくっついていくとかという時の何て言うのでしょうかね、告知というか、何て言ったらいいのでしょうか、そういうサインみたいなというのは一般の公園ではないのですから、ちょっとそれはまた考えは別なのかもしれませんけれども、どんな感じでしょうか。

○松浦敏司委員長 休憩しますか。

暫時休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○松浦敏司委員長 再開します。

澤谷委員の質疑に対する答弁から。

○小路谷勝巳学校教育課次長 ただいまの遊具の年齢制限の御質問ですけれども、基本的には学校の敷地内でありまして、学校の関係者以外は立ち入ることができないということになっていきますので、想定としましては、児童の6歳から12歳までのお子さんが使う想定で考えております。

ただし放課後ですとか、休みのときに保護者が兄弟を連れて一緒に遊んでいるということに関しましては、その保護者の責任のもと一緒に遊んでいただくことについては、特に大きく指示はしていないところでございます。

○松浦敏司委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

○金兵智則委員 種々いろいろあったのですけれども、ちょっと改めて確認をさせていただきたいのですけれども、各学校ですね、今使用中止となっているのが雲梯と滑り台が主なのです、僕の知っている限りでは。

多分、今使用中止が大きなけがにつながる11基と撤去する9基、この20基が今の段階で使用中止になっているのだと思うのですけれども、二つが何かに抵触して改修するものなのか、撤去するものなのか、その辺についてちょっと詳しいことを教えていただいてもいいですか。

○松浦敏司委員長 どなたが答えますか。

○小松広典学校教育課長 資料のほうを御覧いただきたいのですけれども、資料の2ページ目にあるかと思うのですけれども、例えば頭部や胴体の挟み込みという中身がございまして、その対策として23センチ以上の間隔をとれないと頭が引っかかるような可能性があるということで、雲梯につきましては23センチの間が保たれていないため、安全でない遊具という形で利用停止をかけているところでございます。

あと、圧倒的に雲梯が多いのですけれども、雲梯については大体23センチの間隔がとれないというような内容です。

あと、ほかに多い遊具としましては……やはり雲梯が圧倒的に多いです。

○金兵智則委員 ということは、この撤去される9基ってというのは、ほぼ雲梯だということなのですかね。

23センチ以下にするということは、雲梯と雲梯の間に棒を全部入れなきゃいけないということになるので、それをするぐらいなら撤去するという判断に至ったということなのですかね。

○小松広典学校教育課長 9基のうち6基が雲梯でございます。

ほかに3基ありますけれども、例えば太鼓橋という、それも雲梯のような形でアーチを描いた形になっていまして、そちらも23センチの間隔がないというところですね。

あと、コイルトンネルというような部分もありますので、それも23センチの幅が部分的に確保できていない。

あと、一部の学校で回旋塔という遊具としてふさ

わしくない遊具というところの、塔のみが残っているところもありますので、それも1基としてカウントはさせていただいているところでございます。

**○金兵智則委員** であるならば、今回23センチ以上保たれてない……23センチ以上あると大きなけがにつながるのだと。

そのうち11基は改修ができるけれども、9基はできないものなので、そこで撤去と改修とで分けたというような理解でいいのでしょうか。

**○小松広典学校教育課長** そのような考え方で、補修可能なもの、改修可能なもの、改修ができないものという視点で、改修、撤去の判断をしたわけですが、あとはほかにですね、基礎部分の腐食ですとか、その辺の観点も入っているものもございません。

**○金兵智則委員** その改修と撤去、補修と撤去の区分けについてはわかりました。

それと学校遊具施設なので、学校は平日行われているのですが、補修の工事的に、これって57基、そんなに大きい工事がいいのかもわからないのですが、これは年度内に終わるものなのか、学校の授業に支障を来さないような工事になるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

**○小松広典学校教育課長** 工事につきましては、今回補正予算が予算化されましたら、そのあとに発注する形になるかと思っておりますけれども、やはりもう季節もですね、冬季に差ししかかかっているところもございます。

遊具の利用につきましては、冬季間に入りましたら児童が使う機会というのがだんだん減少するというふうに踏んでおりますけれども、そうは言っても先にある程度大きなものという部分でいくと、基礎部分に関係する部分とかというのがあるのかどうか、遊具によってはあると思うのですが、そういうところもありますので、それを一番近い状態でやるときにつきましては、児童の安全については確実に確保した上で、施工するというのが前提でございます。

その後軽易な部分、ボルト関係の補修繕というのは結構長期化して、対策改修工事が必要になるのではないかというものは、工事期間の中身を考えております。

**○金兵智則委員** いろいろと考えながら、年度内にやるというような答弁だったのかなというふうに思っています。

邪魔にならない……邪魔にというか、授業に支障を来さないということがもつともですけれども、なるべく早く終わって使えるというのも必要なのかなというふうに思いますので、その辺の兼ね合い、難しいと思いますけれども、やっていただきたいというふうに思います。

それでこれはやっぱり、その安全性を確保するための工事の予算ですので、やらなきゃいけないのだなというふうに思うのですけれども、やっぱりやった後の点検というの、これを安全にずっと使っていくためには必要となるのだというふうに思うのですけれども、その辺のお考えについてお伺いしたいというふうに思います。

**○小松広典学校教育課長** 学校の遊具につきましては、学校保健安全法施行規則によりまして、定期的に、学期ごとに1回以上実施することが定められているところでございます。

今回の改修ですね、大きなけがにつながる改修というのは対応されるのですけれども、そのあとにつきましては都市管理課とですね、連携をとりまして日常点検を行っていくということで対応していきたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** 都市管理課と協力をしながらの日常点検、期間を決めてなのか、やっていくのだと思うのですけれども、その辺のことを今後協議されていくのかなというふうに思いますけれども、やっぱりとりあえず今回の工事で直るのは、今ある形状のものが安全に使えるのだという状況まで持っていけるのだと思うのですよね。

それが古いものであれば、破損というか、例えば内部で金属疲労が起きているだとか、そういうことは今回の件でわからないわけですよね。

それを多分今後の日常点検の中で、あぶり出していかなきゃいけないのだと思うのです。

そういうものためには、やっぱり専門的な知識を持った方に、ある程度の期間の中でやっていただくという必要があると思うのですけれども、いかがですか。

**○小松広典学校教育課長** 教育委員会のほうで考えておりますのは、都市管理課と連携をとってということなのですけれども、専門的な技術、知識がある者というのは、都市整備課の技師ということで考えております。

**○金兵智則委員** 今後また詳細を詰めていっていただけるのだと思うのですけれども、それとやっぱり

学校に常にいる教頭先生、管理職になるのか、誰になるのかわからないのですが、常日頃から先ほど学期ごとに1回は必ずやらなきゃ、それを全て専門家でやれば一番いいのかもしれないですけども、数もありますし人手の問題もあるので、その辺の兼ね合いをうまく調整していただければなというふうに思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、学校遊具安全対策事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、中学校改修事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の27ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、中学校学校管理費、中学校改修事業の概要について御説明いたします。

補正の理由でございますが、施設の老朽化により第二中学校、第四中学校の消防設備警報盤が誤作動を起こし、職員室において特別教室等のガス漏れ警報を感知できないため設備を更新するため、追加補正しようとするものでございます。

事業の内容につきましては、第二中学校及び第四中学校の職員室にある消防設備集中警報盤を更新するものであります。

事業費につきましては1,705万円の増額、財源につきましては2の(1)に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○川原田英世委員 学校施設を維持管理していく上で、非常に重要な設備の改修工事だと思うのですが、今財源等について説明いただきましたけれども、起債を組んで一般財源ということなのですが、国からの何か交付税措置とか、そういうのはあるの

でしょうか。

○小松広典学校教育課長 そのような財源措置はありません。

○川原田英世委員 ないのですね。

これは何年かに1回、必ず更新しなくちゃいけないものの更新だということに理解していいのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 必ず必要な設備ですし、寿命が来たときには更新しなければならないというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

なくてはならないものなので、速やかに行っていたらいいと思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○石垣直樹委員 これを修理で対応できないから、ごろっと取り替えるという考えでよろしかったですか。

○小松広典学校教育課長 今回の不具合につきましては、ガス漏れ警報の系統の不具合になります。

職員室のほうでガス漏れ警報がずっと鳴りっ放し、もしくは断続的にガス漏れが起きていないのにも関わらず警報が鳴るということで、その部分だけの修繕が可能かどうかということを確認したのですけれども、もう既に30年以上たっているものだけに、システム全てを更新しなければ、やはり機能維持できないということで、今回の補正予算に上げさせていただいております。

○松浦敏司委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、それではお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、中学校改修事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、体育施設改修事業について説明を求めます。

○大西広幸スポーツ課長 議案資料28ページを御覧ください。

令和3年度一般会計スポーツ施設整備費、体育施

設改修事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてでございますが、今年8月10日の台風の影響などによりまして、オホーツクドームの水切り屋根のトタン部分が剥がれましたことから、修繕するための経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、水切り屋根改修費、工事請負費600万円を計上するものでございます。

2の補正額につきましては、歳出予算の記載のとおりで、補正前の額200万円、補正額600万円、補正後の額800万円、補正額の財源内訳は市債450万円、一般財源150万円でございます。

歳入予算は、社会教育事業債が補正前の額ゼロ円、補正額450万円、補正後の額450万円となります。

以上で説明を終わります。

**○松浦敏司委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○石垣直樹委員** 文中では、水切り屋根という表現がありますが、これは屋根の水切り部分なのか、それとも屋根全体のことを水切りと表しているのか、ちょっと教えていただければと思います。

**○大西広幸スポーツ課長** 今回補修しようとしているものにつきましては、空気膜を抑える壁と空気膜の間にですね、降った雨とかを受けるための水切り屋根というか、1メートル程度の屋根が外周一周を回っております。

その部分が雨の影響などによりまして、老朽化もありまして、剥がれましたことから今回修繕しようとするものであります。

**○石垣直樹委員** ありがとうございます。

たしかドームを覆っている布自体に、もしも何かあったら修繕がきかないというようなお話が前にあったかと思うのですが、そこは今のところ大丈夫ということですか。

**○大西広幸スポーツ課長** 空気膜につきましては、平成10年にドームを建設しましたから22年が経過しておりますが、メーカー保証については切れておりますが、現在点検しながらですね、適正な管理を行って維持管理していきたいというふうに考えております。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、体育施設改修事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、このように決定されました。

若干お昼には早いのですが、今後まだ陳情審査がありますので、とりあえず昼食休憩とし再開は午後1時といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

**○松浦敏司委員長** それでは、再開いたします。

次に、陳情の審査を行います。

初めに、陳情第26号「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御意見をお示しく下さい。

**○川原田英世委員** 内容を読ませていただきました。

20人学級ということで、非常に高い展望を持って出された陳情だというふうに認識をしています。

直ちにこれを実施できるということではないということは、内容を見ても理解をした上で、そこを目指していかなくてはならないのだという内容だということで、これは今後のですね、教育現場の状況改善も併せて図られていくべきだというふうに思いますので、この陳情は通していただければいいのかなと思います。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○澤谷淳子委員** 公明党でも少人数学級ということで、当初30人ということで公明党も要望していたのですが、ようやく3月の参院本会議で全会一致でこの35人学級が決まったばかりで、その際に昨年からのコロナ禍の三密を避けるという意味も含めて35人学級が決定して、5年かけてこれにしていくというのが決まったばかりなので、言っていることは本当に公明党と考えていることと同じなのですが、ちょっと20人はさすがにまだちょっと早急ではないのかなと思いますので、継続でお願いいたします。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

それでは、議員間討論もよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では今、川原田委員のほうから採択という意見、そして澤谷委員からは、結果としては継続審査ということでもありますので、意見の一致を見ないということで継続審査とするということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第26号「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める陳情については、継続審査ということにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

---

**○松浦敏司委員長** 次に移ります。

陳情第27号「特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学校の学級編制標準の改善」を求める陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんからの御意見をお示ください。

**○川原田英世委員** これも以前に出てきていますけれども、全国的な人口減少、少子化と相反して特別支援学校の生徒が増加してきていると。

要因が何にあるのかは、まだわからないというのが今の状況にあります。

いずれにしてもですね、そういった状況では、やっぱり改善を図っていかなくちゃいけないというのが一つです。

また、古い制度がずっと継続されてきているというのは、この特別支援学級のほうの状況でもありますので、多様化するそういった子供の状況に対応すべくですね、この改善をしっかりと図っていくということで、採択をお願いしたいと思います。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○近藤憲治委員** こちらの陳情第27号については、毎年似たようなニュアンスの陳情を郵送でいただいているというふうに思います。

様々な施策を検討する素材をご提供いただいていることに、感謝を申し上げたいと思いますが、この内容そのものを読ませていただきましたが、実はこの特別支援学校の設置基準については、今年動きが実際ありまして、設置基準を定めた学校教育法施行規則というものが改正をされ、5月にこの基準そのものの素案が公表されて、パブリックコメントが行われたと。

その後、来年の4月から施行される。

校舎面積の規定については、再来年の4月からということでもあります。実効ある設置基準を策定ということで、基準そのものは策定されてきているので、実効あるというのは何を言っているのかちょっと判然としないので、またこれは郵送なので、出されている方の細かい具体的なお話を伺えませんから、ちょっとここは少し研究させていただきたいということで継続といたしたいと思います。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

議員間討論もよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、川原田委員のほうからは採択ということでしたが、近藤委員のほうからは継続というような意見でもありますので、意見の一致を見ないということでもありますので、継続審査ということにしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、陳情第27号「特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善」を求める陳情については、意見の一致を見ないということで、継続審査とすることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

---

**○松浦敏司委員長** 次に移ります。

陳情第28号「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

**○川原田英世委員** 先ほど議論した内容もありますけれども、まさに陳情にあるとおりで、国としてしっかり責任を持って取り組んでいただきたいという思いで、採択をしていただきたいと思います。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○澤谷淳子委員** ここに書かれている大学生の給付型の奨学金制度というの、我が党も本当に進めてきているところで、消費税をこれに充てるというのが、ちょっとどうもということが書いてあるのですが、内容は本当にもう賛成したいところなのですが、この消費税を何に使うかという使い道を争点にして選挙、2019年から10%に上がるのに、2017年頃からその使い道をこれにしますということで選挙を戦って、10%、2019年から上がっていますし、

公明党としては逆にこういうものに使っていかうという考えがあるので、この部分でいうとちょっと中に書かれていることは本当にお気持ちはよく……こちらと同じ思いです。

奨学金の返還なしのような、今本当にその企業としてもそれを負担しお給料に乗せてあげたいというのは、本当にしてくれていますけれども、ここに消費税を財源にするのはいかかかというように書いてあるので、それは逆にちょっと公明党はそういうふうにしましょうという形でやっておりますので、ちょっと継続で考えさせてください。

**○近藤憲治委員** こちらの陳情第28号についても、26、27と同様の団体から郵送にて提出をされているものというふうに受け止めております。

まず見解を述べる前に、一言苦言を呈したいのは、この5行目、「中間層の一部は逆に支援の網から、こぼれ落ちこぼれておる」という日本語として極めておかしい用法となっております。

これは教育に関しての陳情ですので、そもそも日本語の用法がおかしい文体で出してくること自体が、いかななものかと思えます。

ここに提出されている方がいらっしやしませんので、具体的にメッセージを伝えることはできませんが、陳情を提出するのであれば、ちゃんとした用法で出していただきたいというふうに思います。

改めて見解を述べさせていただきますが、この給付型ですね、奨学金制度というのは、もともと生活保護世帯ですとか、住民税非課税世帯、あとは社会的養護を必要とする人が対象となっていましたけれども、昨年4月から拡充をするということで、住民税非課税世帯プラス、住民税非課税世帯に準ずる世帯ということでかなり幅が広がっている。

さらに給付額も増えたということで、着実にその給付型の方向に進んでいかうというのは、国全体としてはあるものだというふうに受け止めておりますが、この記の中で書かれている拡充をするということです。

また、具体的にどの部分をどう拡充するのかというのは、ちょっと文章の中を読んでみてもよくわからなくて、総論としては拡充したほうがいいのですよねというのはわかるのですが、一方で極めて抽象的な中身で、具体的にどの部分をすくい上げるべきなのかが、ここからは読みとれない。

また、救うためにはどういう財源措置が必要なのかという部分についても、あまり深く考えられてお

られないということですので、この段階でこの陳情を良い、悪いというのを判断するのは難しいということで、継続とさせていただきたいと思えます。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

議員間討論もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、川原田委員からは採択、澤谷委員、近藤委員からは継続ということですので、意見の一致を見ないということでもあります。

そのようなことから、お諮りいたします。

陳情第28号「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情については、継続審査ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

---

**○松浦敏司委員長** 次に移ります。

陳情第29号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情について、審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思えます。

**○川原田英世委員** パンデミックにまでなってしまった、この新型コロナウイルスということの状況を考えた上で、これまでもこのように取り組んでほしいということ、どれも言ってきた内容なわけですので、改めて陳情書という形で出てきたということで、これは採択して国にしっかりと上げていくべきだというふうに思います。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○澤谷淳子委員** さっきから自分の党のことばかり言って申し訳ないですけども、公明党もですね、コロナになってから医療機関には支援をしていくということも政府に提言もしていますし、そういう運動もしております。

ただこれを読むと、コロナに限らず今後の感染症のこととかいろいろ書いてあって、細かいことが書いてあるのですが、国民負担の軽減をやっているとか、いろいろこう書いてあるのですが、ちょっと医療機関に対するそういう支援とかに焦点を当てたものかと思っていたので、もうちょっと勉強させていただきたいと思えますので、継続でお願いいたします。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○近藤憲治委員** こちらの陳情第25号につきまして

は、膨大な量のアンケートの調査の結果も付して提出をしていただいたものと思います。

アンケートをしっかりと読ませていただきました。

貴重な御意見がたくさんあってですね、この政策構築には、大変参考になるものだったなというふうに感謝をしているところであります。

ただ、ちょっと陳情の中身そのものについて、触れさせていただきますと、まず十分な財源確保の部分についてはこの間ですね、例えば国でいうと、地域の医療提供体制を維持確保するための医療機関等支援ということで、令和2年度の第3次補正予算で、1兆9,374億円が措置をされております。

また令和3年度予算でも、新型コロナウイルスと戦う医療福祉提供体制の確保等で必要な予算が確保されているということで、どこが不十分なのか、ちょっとここの中からは読み取り切れないと。

私としては、かなり手厚い予算を充当して、現下のこの状況乗り越えていこうという流れになるのではないかと思いますので、まず陳情項目の1番については、よくわからないということであります。

また2番のですね、公立公的病院の統合再編、それから地域医療構想を見直し地域の声を踏まえるべきだというようなニュアンスのことがあります、この地域医療構想そのものは、2025年に向けてですね、人口が減ってきますから、病床の機能分化、連携を進めるとともに、医療機能ごとの2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、それぞれの医療機関が役割分担を行い、市に必要な医療を的確に提供していくことを目的とする施策だというふうに受け止めております。

この地域の声については、常時ですね、自治体の皆さんからもお話を伺いながら、組み立てているというふうに伺っておりますので、この2番についても御指摘には当たらないのかなと思っております。

3番と4番、ここについては、総論としてはニュアンスはわかるのですけれども、極めて抽象的です。

大幅にこの医療従事者を増員すべきだ、確かに総論としてはそうなのですけれども、その財源はどのように裏打ちをするのか、社会保障に関わる国民負担軽減を図るべきだ、総論としてはそうかもしれません。

ただ、その財源はどういうふうに捻出するのか、そこについてはこの陳情第25号から読み取れませんので、3と5についても少し理解しがたいと。

ただ、4番についてであります。

「保健所の増設、保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること」、また「ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること」、この部分については例えば米国のですね、CDCのような感染症対策の司令塔をつくるべきだという議論が、政府与党内でもあるというふうに承知をしております。

ですので、この4番については、今後研究検討する余地もありますし、私としても必要な分野だと思いますので、この陳情第25号については継続とさせていただきますと思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 近藤委員の25号……29号です。

○近藤憲治委員 すみません、大変失礼しました。

陳情第29号ですね、訂正をさせていただきます。

○松浦敏司委員長 あえて私のほうから、ちょっと意見を言わせていただくと、この陳情の中に予算も含めて書いていないのという点については、そこまで陳情や請願に求める必要があるのかなという、私なりに思っているところですが、それは委員長として個人的にはそう思っているところです。

それで、取りあえず委員の皆さんから意見を伺いました。川原田委員から採択ということで、澤谷委員からは継続と、近藤委員からも継続ということでありますので意見の一致を見ておりません。

議員間討論については行いますか、行いませんか。

行わないということで、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

わかりました。

それでは、お諮りいたします。

陳情第29号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情については、意見の一致を見ないということですので、継続審査ということで閉会中継続審査をするということで、報告することにして、決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そのように決定させていただきます。

それでは陳情の審査は、これで終了いたしました。

それでは理事者の入替えのために、暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時21分再開

○松浦敏司委員長 それでは、再開いたします。

次に、所管事務調査に移ります。

初めに、学校給食における異物混入について、理事者より説明をお願いいたします。

○小松広典学校教育課長 第一中学校における給食への異物混入について、御報告させていただきます。

令和3年9月3日の網走市立第一中学校の1年B組のうち、ごまだれ焼肉を入れた食缶にS字フックが混入していたため、全校で一時喫食を停止しましたので御報告いたします。

当日の給食メニューですが、御飯、ごまだれ焼肉、みそ汁、牛乳の給食メニューでした。

経過につきましては、令和3年9月3日金曜日12時30分、給食開始時間になりますけれども、網走市立第一中学校1年B組教室で配膳している際に生徒が食缶に異物混入しているのを発見、桂ヶ岡調理場へ連絡しまして、第一中学校では全校の給食を止めております。

12時50分に第一中学校から、市教委に給食に異物が混入している旨の報告がありました。

13時に市教委は第一中学校へ非常食を搬入、この間に桂ヶ岡調理場で確認したところ、S字フックの形状が消毒保管庫内のものであり、衛生上問題がなく、今回の混入が1年B組の食缶のみに入ったもので、ほかのクラスの給食に影響がないことが判明し、1年B組以外のごまだれ焼肉を含めて喫食を再開、1年B組は念のためにごまだれ焼肉を喫食せず、その他の御飯、みそ汁、牛乳、それから教育委員会で搬入した非常食で喫食しました。

17時37分、異物の混入と日課の延長について、一中の保護者宛てマメールでお詫びをしております。

このことについての影響ですが、給食が遅れたことにより、その日の日課を第一中学校内全部で15分遅らせました。

当日は5時間授業でございます。

通常の給食時間は12時30分から13時の予定でしたが、当日はこれにより給食時間を12時30分から13時15分、昼休みについては通常ですと13時から13時15分ですが、この日の昼休みは13時15分から13時30分となりました。

混入の状況と原因ですけれども、釜から食缶に配食する器具にS字フックが引っかかり混入したと判断しました。

今後の対策ですが、S字フックをはじめ混入のおそれがあるものについて、外れないように固定化や使用しないように改善するというです。

それから、調理時や配食時に異物混入がないかを複数人で確認する。

例えば、声出し確認などということです。

それから、本件につきましては市内全調理場へ周知済みでございます。

下のほうにですね、食缶に混入していたS字フックの写真でございます。それから、消毒保管庫内部の状況写真を印刷しております。

報告については以上です。

○松浦敏司委員長 それでは、質疑に入りたいと思いますが、委員の皆さんから質問をどうぞ。

○川原田英世委員 ちょっと何点か確認していきたいと思いますが、経過のまず初め、12時30分に異物が混入しているのを発見し調理場へ連絡して、学校では全校の給食を止めたというのは、第一中学校の中だけということなののでしょうか。

○小松広典学校教育課長 こちらの全校は、第一中学校のことでございます。

○川原田英世委員 桂ヶ岡調理場なので、網走小学校も調理されていると思うのですけれども、そこは対応しなかったということなののでしょうか。

○小松広典学校教育課長 調理につきましては、小学校と中学校とで分けて調理しておりますので、第一中学校のみの給食を止めたということでございます。

○川原田英世委員 分けて調理していたから……ということに対応ということなのですね。

まずその点、1点目はわかりました。

分けて調理していた……そして12時50分に混入している旨の報告があったということで、このときにはまだ混入した原因というのを特定できていないということですね。

○小松広典学校教育課長 そのとおりでございます。

○川原田英世委員 それで13時に非常食が搬入され、この時点で要するに、今ここに書いてあるような原因が判明しと書いていますけれども、混入した原因は、この13時の時点で判明したということですね。

○小松広典学校教育課長 そのとおりでございます。

○川原田英世委員 1点目にまず12時30分で止め

て、さっき言ったように、別々に作ったので大丈夫ということですが、原因がわからないのにその結果に至って、網走小学校はよくて第一中学校は駄目よっていうふうになった判断基準がよくわからないのですけれども、もう少し詳しく説明していただけますか。

**○小松広典学校教育課長** 12時30分ということで給食開始の時刻を表示しておりますが、実際には給食の配膳までの時間が少々ございますので、ですから、時間については、12時50分までの間の時間帯の出来事というところがございます。

その間にですね、桂ヶ岡調理場のほうに連絡しておりますけれども、その時点で中学校と小学校のものは別の調理の釜と言いますか、調理の系統で実施しているため、小学校のほうには影響がないという判断でございます。

**○川原田英世委員** 全く別のルートで作られているということなのですね。

ということで、原因はわからないけれども、大丈夫ですよという判断に至ったと。

メニューも何もかも全然違うものなのか、ちょっとよくわからなかったのですけれども、そういう点も併せて……。

**○小松広典学校教育課長** 小学校の給食の時間帯が、30分程度中学校より早い時間帯でございますので、そちらのほうはもう既に始まっているというような状況でございます。

**○川原田英世委員** その説明でわかりました。

つまり、もうこの原因がわかったときには、小学校ではもう食べていて、大体の方が食べ終わっているような段階だったということでよかったですか。

**○小松広典学校教育課長** 食べ終わってはいないかもしれないのですけれども、給食の時間はもう始まっているということでございます。

**○川原田英世委員** その段階で原因がわかっていなかったけれども、食べ始めていたと、小学校では。

それは止めなかったのですね。

よくわからないけれども、入っていましたということで、衛生上問題がなくていうふうに、この13時ではもう出ているのですよね。

だけれども、原因というのは何か……あまり今も……よく判断したと書いていますけれども、原因をここで13時と明確に言えていたのかなと思うのですけれども、どのように落下したとか、そういうのも全部をここで追っていたのですかね。

**○小松広典学校教育課長** その時点では、混入した原因について確定しておりません。

**○川原田英世委員** なので、その時点ではどのようにして入ったのかが、わからなかったということですよ。

その時点では、原因が確認できていないのだけれども、取りあえず非常食を搬入して、そのクラスだけ代替食にしたと。

原因が特定できていないのに、安全と確認できたのかどうかという、その判断基準がよくわからないのですけれども。

**○田口徹学校教育部長** 原因がわからないのに、安全というのがどうしてわかったのかというお話ですが、このS字フックがどこで使われている、何であるかということが判明したのです。

それが、滅菌庫の中で使っているフックだったということが判明しました。

ですから、このフックが入っていても、衛生上特に問題はないという判断をさせていただきました。

**○川原田英世委員** それは、もう12時半の桂ヶ岡調理場に連絡をしたときには、特定がすぐできたということなのですか。

**○田口徹学校教育部長** 12時半の段階では、まだわかっていない状況です。

それで、12時50分頃に市のほうに連絡があったのですが、とりあえず非常食を運ばなければならない、止まっているというのを聞いたので、一方で非常食を運びながら第一中学校のほうでは、網小ともいろいろと原因を追究していましたので、運んでいる間にS字フックがどういうものであるかということが判明して、その後喫食に入ったという状況です。

**○川原田英世委員** 全体の流れが見えてきたと思っています。

S字フックがどうやって落ちたのだろうかというところなのですから、そこは特定できているのですか。

**○小松広典学校教育課長** まず、釜で調理している間なのですから、釜に入った可能性の部分を検証なのですけれども、異物があればですね、金属音ですとか、手応えでわかるということで、調理員自身がそのようなことはなかったというところ、それから、食缶のほうにS字フックが入っていたという事実がございますので、そうしていったときに釜から食缶へ配食する器具に、やはりS字フックが引っ

かかり混入した経路しか考えられないので、そのような判断をさせていただいたということです。

**○川原田英世委員** それしか考えられないですよね。

はい、わかりました。

ですので、そういった形で食缶に入れるときに、一緒に入ったのだろうという形になると思います。

それを受けて、衛生上問題がないと判断したということで、経過については理解しました。

それで、今日の報道で出ていましたけれども、非常食が足りなかったというような書き方をして、一部の方が食べられなかったのかな、何かそんなこと書いていましたけれども、そういったことがあったのでしょうか。

**○小松広典学校教育課長** 非常食をですね、1年B組のほうにお持ちしたのですが、もう既にごまだれ焼肉以外の部分で、御飯、みそ汁、牛乳で喫食を始めておりまして、非常食のほうはレトルトのアレルギー対応のカレーライスなのですけれども、そちらをお持ちしたときに、一部の生徒のみがそちらの非常食のほうを喫食したというところでございます。

非常食は人数分を持って行っております。

**○川原田英世委員** 数は揃っていたけれども、食べなかった方がいたと。

もう食べ始めていて、食べ終わっていたのかな、わからないですけれども、ということで数が足りなかったとか、そういうことではないということですね。

それで、今日の報道に出ていたのですけれども、報道関係には情報がなかったということなのですが、いつものケースとちょっと違うなと思っているのですけれども、その理由は何があるのでしょうか。

**○小松広典学校教育課長** 健康被害がなかったということで、これまでもそのような取扱いをしております。

**○川原田英世委員** 健康被害がなかったからということなのですね。

健康被害がなかった場合は、どういった形で報道に情報が伝わるようになっていっているのでしょうか。

**○小松広典学校教育課長** 報道関係には、健康被害がない場合については、公表をしていないということでございます。

**○川原田英世委員** そもそもされていないのだけれども、今日はなかなか詳しく報道されていたので、

ちょっと驚きました。

何かしらの公開があったのかなと思っていたのですけれども、そういったわけではないのですね。

とりあえず状況はわかりました。

再発を絶対にしないようにぜひしていただきたいので、やっぱりS字フックだとか、そもそもふらふらと落下する可能性のあるものは、あまりよろしくないのかなということが、ここで反省点としてわかったのかなと思いますので、その点、落下物を調理現場には入れないと、持ち込ませないということを徹底していただきたいと思います。

とりあえず以上です。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○金兵智則委員** 流れはわかりました。

それで、ちょっとまだお伺いしたいのですけれども、異物混入ってそんなにしょっちゅうあるわけじゃないですが、ゼロでもないと思うのですけれども、例えば今年4月から8月までに異物混入というのがどれくらいあるのか、もしわかればお示しいただきたいと思うのですけれども。

**○小松広典学校教育課長** 今年度に入りましてからの給食に係る異物混入でございますけれども、今回のこのS字フックを含めまして5件ございます。

**○金兵智則委員** このS字フックを含めて5件、それまでに4件があったところなのですけれども、その4件の中で非常食を運ばなきゃいけない事態というか、非常食を提供したというのがありますか。

**○小松広典学校教育課長** その他の異物混入の件につきましては、喫食を止めるということとはしておりませんので、そのまま異物を除去して、そのまま給食を継続しておりますので、非常食については搬入をしたということはありません。

**○金兵智則委員** ほかの件の詳細がわからないのであれですけれども、取り除けば食べられるような件が4件だったということで、それとはちょっと今回の一中の件は違うのだということなのだと思うのですけれども、多分これまでもありますし、今年に限らず去年までずっと時々ありますよね。

文書が出たりもしますので、異物混入はあるのだと思うのですけれども、それが起きた場合のマニュアルというものが、あるのかどうなのかわからないですけれども、その手順から見て、今回のこの経過の中で間違っているというか、これはちょっとまずかったかなといった部分はありますか。

○小松広典学校教育課長 今回、異物混入に係るマニュアルというものの存在はしないのですけれども、時系列でそれぞれの刻々と状況が変化する中で、それぞれの判断は正しかったというふうに考えております。

○金兵智則委員 今回の中では、これはマニュアルというものが存在しないのですけれども、これまで行ってきた中での対応はとれていたということで理解をしたいというふうに思います。

ちなみになのですけれども、第一中学校の1年生が何クラス、全校で何クラスというものはあるのですか。

○小松広典学校教育課長 第一中学校は、1年生が3クラス、2年生が2クラス、3年生が2クラスです。

○金兵智則委員 全部で8クラスあった。

今回この非常食のカレーは、8クラス分を運んでいたのですか。

○小松広典学校教育課長 1年B組のクラス分のみを搬入したところでございます。

○金兵智則委員 該当クラス分のみを運んでいたということなのですね。

作っているところって一緒なんじゃないんですか。

S字フック、これは移動させるときだから、そこだけでよかったのですかね。

でもそれって、本当に移動するかどうかのところだったのか、どうかってわかるのですかね。

○小松広典学校教育課長 今回ですね、S字フックなのですけれども、S字フックの残数ですね、残数が3個のうち二つ見つかりましたので、なくなっている消毒保管庫内のS字フックが3個のうち二つ確認できましたので、混入したのは1個ということで途中で確認できております。

○金兵智則委員 1個なのですよ。

その1個が見つかったという話ですよ。

そうじゃなくて、釜から食缶に配食する器具にいたものだろうと。だから、釜から食缶にS字フックが入ったよってという話なのですよ。

でも、釜から移すときにここで落ちていたら、釜に入っていた可能性ってないのですか。

それはないのですか、絶対に。

○小松広典学校教育課長 釜に入っていたのであれば、調理中に金属音や手応えでわかるということで、調理員からはそのようなことはなかったという

確認しております。

○金兵智則委員 釜だと気づいていて、食缶に入ったのは気づかないっていう、そこはどうしてなのですか。

釜だと音や手応えでわかるのに、食缶に入ったら、音も何もないのですか。

それはもう、音のならない素材の食缶なのですか。

そこを、だから確定できるのですかって言っているのですよ。

本当に釜に入っていなかったのか、食缶に入ったのが本当なのか、そこが本当なのか聞いています。

○田口徹学校教育部長 まず釜につきましては、いろんな具材を入れて、随時調理員が攪拌しているので、何か入れれば手応えでわかるというのが調理員のお話です。

食缶は一度入れてしまえば、もうそのままいじらないのですよ。

そういう状態と、あと発見されたのが食缶であったということから、食缶に入ったものと判断させていただきました。

○金兵智則委員 だから可能性の話なのですよ、だから。早い話が。

絶対そうなのかと僕は聞いているのですけれども、可能性の話なのですよ。

だってそれがわかるのなら、そもそもこんな異物混入なんて起きないですよ。それが起きているという事態なのですよ。

そこをわかっています、部長。

ね、そこを除去していいのかって、可能性を除去していいのですかって聞いているのです。僕、さっきから。

それを除去した対応していますけれども、それは今後もこの体制で続けていくのですよ。

今回、この経過に誤りがなかったのですから。

本当にそれでいいのですかって、聞いているのです。

○田口徹学校教育部長 今回については、結果としてそのような判断をさせていただいたところです。

○金兵智則委員 うん、だから、今後の対策には、このぶらぶらしたものは使わない、落ちないものにしますよ、複数人で確認しますよ、でも確認したってこれが出てきちゃうのですよ。

出てきちゃったときに、どういう対応するかっていうの、ちゃんと決めておかなくていいのですかって聞いているのです。

わかっています。

出るのはしようがないと思います、人間のやることですから。

ただ、本当に今回食べているけれども、何も健康被害がなかったからいいですけれども、もしこれが釜に入っていたら、S字フックが釜に入っていたものをほかのクラスの子たちは食べているのですよ。

その可能性だってあるわけですよ。

滅菌庫にあるから、菌がついてないから大丈夫なのかもしれないですけれども、それが熱で金属が溶け出して、何かの成分が出ている可能性だってないことはないですよ、違います。

そういう中で対応として、今回この経過の中で誤りはないっておっしゃっていますけれども、本当にそうなんですかと聞いているのです。

いかがですか、教育長。

**○岩永雅浩教育長** 今、金兵委員から御指摘の点については、そのとおりだと思っています。

我々もどのような可能性があるのかというのは、随分と何パターンも考えましたけれども、まず委員もおっしゃっていただけているように、消毒保管庫に保管をされていたので、まず健康に対する被害の懸念がないだろうという判断がありました。

そのため、一旦は止めましたけれども、第一中学校の1年B組以外は、喫食を開始するという判断を私のほうでいたしました。

1年B組のものについても、それも可能性としては健康被害の懸念もないのですけれども、物が入っていた缶であるので、そこについては念のために喫食をやめていただいて、その分の生徒数分の代替給食というのですかね、それを運ぶという判断をしました。

ただ、可能性と言われれば、まだ様々これはどうか、あれはどうかというふうには考えられますけれども、そのあとの検証といいますか、調理工程であったり、動線であったり、そこにどのような器具が使われているのかということも、現場の調理員さんなどにも協力いただいて検証しましたが、一番可能性が強いというのが、食缶に玉杓子から落下したというのが一番の判断のもとになったと、最終的にはです。

今日御報告しているのは、そういう判断で報告を

させていただいています。

今後については、委員もおっしゃっていただいているように、どうしてもどんなに注意をしても、間違いが起こるといふふうに考えていますが、小さな失敗が大きな事故を起こしかねないということがありますので、そのことは常に意識をする、認識をした上で、我々も現場になかなか入ることは困難ですが、現場の状況をよく理解することで、小さなミスは防げるというふうに考えておりますので、今回の事案を教訓として、今後自然災害の備えと同様に、想像して想定の中で、備えを準備することを心がけたいというふうに思いますし、他市の中ではこういう事例のときには、こういう手順で物事を進めるといふマニュアルを持っているところもあるというふうに確認ができましたので、それらも参考に今後には備えたいというふうに考えています。

**○金兵智則委員** 僕はやっぱり、マニュアルをつかったほうがわかりいいのだと思います。

このときはこうしましょう、これだっただけで連絡がスムーズにいったのかどうなのか、この時間的な12時30分、12時50分、1時っていうのが、本当にこれが最短だったのか、マニュアルがあったらもっと早かった可能性もあるのか、そういうこともね、やっぱりちょっと整理したほうがいいと思います。

今回のこの手順、これまでのやり方だと、誤りはなかったのかもしれないですけれども、あらゆることをやっぱり考えないと子供たちの健康被害にならないのが一番ですし、ただ、楽しみにしているもの食べさせてあげたいという気持ちもわかります。

おいしいものを食べてもらったほうが、多分非常食のカレーよりは、ごまだれ焼肉のほうが温かくて美味しいし、それを食べたいという子供も多いのだと思いますけれども、ただ可能性というのはやっぱり、あらゆるものを想定しながらきちんとしたもの、そしてマニュアルとして誰がやっても間違いのないような。

間違いはね、起きちゃうのです、絶対に。人間ですから。

ゼロにはならないと思います。

それを極力減らす方策を教育委員会として、していただきたいというふうに思います。

以上です。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

ではこの点については、これでよろしいでしょう

か。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、次に移ります。

急遽であります。ここで所管事務調査として、新型コロナウイルスワクチンの間違い接種について、したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時52分再開

○松浦敏司委員長 それでは、理事者より説明を求めます。

○後藤利博副市長 本日の委員会に御報告する内容は、コロナウイルスのワクチン接種につきまして、市内在住の男性1名に、誤って3回の接種をしてしまったという件でございます。

本件は、本人がワクチン1回接種後、医療機関に入院をし、現在も入院加療中でございますが、入院している間に医療機関にてワクチンを接種することから、8月18日に医療機関より接種券の再発行の依頼があり、同日に接種券を交付し接種が進められたものでございます。

本人は医療機関で、9月8日に2回目の接種を終えたときに、自分は集団接種会場でワクチンを接種した気がするというような発言があり、調査をしたところ、7月に集団接種会場で1回のワクチンを接種しているということがわかりました。

結果的に、3回のワクチンを接種したということでございます。

本人からの聞き取り等が十分にできなかったこととはいえ、間違い接種はあってはならないことでございます。

御本人に御不安な思いをおかけいたしましたことにおおび申し上げます。

どうも申し訳ありませんでした。

この後、詳細は担当より説明をさせていただきます。

○松浦敏司委員長 マイクスイッチをお願いします。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事 お配りしております、資料3号をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチンの間違い接種について御報告します。

間違い接種の内容ですが、市内在住の高齢者男性に対し、新型コロナウイルスワクチンを3回接種していたことが判明しました。

事案発生の経過ですが、当該男性は7月6日に集団接種会場で1回目のワクチン接種後、7月18日に疾患により入院加療をされており、2回目の接種に至らず、その後に別の医療機関へ転院し、現在も入院加療中であります。

8月18日に転院した医療機関から、ワクチン未接種により接種券が必要となるため再発行の依頼があり、同日付けで再発行し、医療機関において1回目の接種、これが実質2回目の接種を行っております。

3週間後の9月8日に、医療機関において2回目の接種を行いました。これは実質3回目となりますが、この2回目の接種終了後に被接種者から集団接種会場で接種した気がするとの発言があった旨、同日午後6時頃に医療機関から連絡があり、ワクチン接種推進室で予約及び予診表を調べたところ、7月6日に1回目の接種が終了していることが確認され、合計3回のワクチン接種を終了していることが判明しました。

このような事案が発生した原因としましては、接種券の再発行申請があった場合、申請者から接種回数など詳細を聞き取り、再発行、接種案内を行いますが、今回、医療機関において被接種者及び家族に対し未接種の確認が行われ、また接種券の紛失により接種ができないため医療機関から再発行依頼があったと判断し、再発行したことによりです。

なお、今回このような事案が発生したことから、再発行申請があった210件について、接種履歴を確認しましたが、間違い接種はありませんでした。

被接種者の健康被害についてですが、入院中の医療機関において、随時被接種者の体調確認を行っておりますが、現時点で健康被害の報告はありません。

今後、再発行申請の処理に当たっては、複数職員により予診票を確認し、再発防止に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは、委員の皆さんから、質疑はありませんか。

○川原田英世委員 結果として、健康被害は発生し

ていないということでありませぬけれども、こういう事態が起きてしまったということで、やっぱり確認ミスですよ。

特に、医療機関からのというところで、安心をしてしまったのではないかなというふうに思うのですが、本来であればどういう手続を踏むべきだったというふうにお考えなのか。

そして、ナンバーがそれぞれ振られていると思うのですが、デジタルで管理ができていますものだとばかり僕は思っていたのですが、そうじゃないのですか、確認です。

**○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事** 本来であれば再発行申請があったときに、予診票を確認して、既に接種が行われているかどうかを確認してから再発行を行うのですが、今回は医療機関のほうでそこを確認されているというふうに判断し、そこを行わずに再発行してしまったということになります。

また、委員おっしゃるとおり、今回全て接種券についてはバーコードがついておりまして、それを機械で読み込むことによって、接種履歴とかを確認できておりますけれども、それも常に最新の情報が入っているということではなくて、病院で打たれた接種券については、病院によっては月ごととか、週ごとによって接種券が届けられますので、どうしても情報のタイムラグが生じてしまうということもありますので、確実にそれが絶対だということではないというのが現実でございます。

**○川原田英世委員** デジタルトランスフォーメーションとは言っても、なかなか現実との乖離があって、技術をうまく活用するにはやっぱり人間のパワーが、今はまだなくてはならない時代なのだなということで、そこをしっかりとこれからやっていっていただきたいなというふうに思います。

理解をしました。

それで3回目接種してしまったということで、ワクチン接種は、当然国のほうで進めていることですが、当然コストがかかって、国のほうである程度は見ていくのしょうけれども、多く打った分は何か負担発生してしまうものなのではないでしょうか。

**○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事** 今回の接種間違いにつきましては、道を経由して国のほうに報告することとなっております。

また、それによって、今回3回目の接種についての経費につきましては、何らかの指示があるものと

考えております。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、この件については、これでよろしいということにいたします。

ここで暫時休憩いたします。

理事者退席のため若干時間をとります。

委員の皆さんは残ってください。

午後2時02分休憩

午後2時03分再開

**○松浦敏司委員長** それでは、再開いたします。

次に、行政視察について協議したいと思います。

6月18日の委員会内で、今年の行政視察については時期を見計らい、場合によってはオンラインによる行政視察も含めて検討することとしておりました。

あわせて、正副委員長で判断するというふうにもしておりました。

9月に入りましたので、再度今後どのように取り組むべきか、現時点での皆さんの御意見をいただければと思います。

皆さんからの御意見、どうすべきかあれば伺いたいと思いますが。

現時点で、なかなかコロナが収まっていないということで、緊急事態宣言も北海道ではまだ今月いっぱいということもあり、全国的にも相当まだ時間がかかるというふうに思われますので。

**○金兵智則委員** 今委員長がおっしゃっていただいたとおり、今の段階でどこそこへ行くというのを判断するには、極めて厳しいのかなというふうに思います。

ただ、視察をオンラインでというような話もありましたので、委員会の中でですね、これはどうしても先進都市の情報を知りたいというときにはオンラインも、またそのときには状況が変わっているのかもしれないけれども、こういう言い方をしているのか、どうかはわかりませんが、無理してまで現地に行くということではなくて、どうしてもあるのであれば、オンラインということも考えながら、臨機応変に対応したらいいのかなというふうに思います。

**○松浦敏司委員長** 他の委員もそれでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、基本的には現地に直接赴くというのは、なかなか難しいということで、やるとすればオンラインというようなこともありましたので、事務局のほうに、できれば今月いっぱいぐらいに、もし視察するような項目や自治体があれば出してもらって、そしてそれによって正副でも検討しながら決めて、どうするのかを皆さんに相談したいというふうに思います。

そのような形で進めていってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、このようにいたします。

それでは、本日の……

**○川原田英世委員** 委員会終了のタイミングで申し訳ありません。

私のほうから1点、所管事務調査のお願いになりますけれども、これも前にやっ払いこうということで、動きがある学校給食についてです。

今回、9月ではどうなるのだろうという話いろいろありましたけれども、教育長からの話があったように今年度は見送るということでありました。

来年の当初予算ということになるのだろうとは思いますが、時間が逆にできたというふうにも言えるのではないかと考えています。

そこで、近藤委員のほうからもあったように、やっぱりいろんなところで議論をしていって、議会として一致できる部分は、教育委員会にこういうことを考えていってほしいというものを、やっぱり当初予算に入れるということであれば、大分早い時点から議論をして固めていかなくちゃいけないのだと思います。

先般、報道等でもありましたけれども、これまで課題と思われた部分も、実態にちょっと乖離が相当あるということのようです。

そこら辺もちょっと整理をしていかなくちゃいけないと思っています。

なので、何だか危機感にあおられて議論をしてきたのではないかなというのが一つです。

なので、そこも1回整理をしてほしいのと、代替職員さんの部分は、この前の所管事務調査でもちょっと議論が手つかずのままです。そこもしっかりと整理をして、なぜ会計年度任用職員でも何でもないような状態での雇用が生まれているのかと。

ここら辺もやっぱり、所管事務調査を通しながら

議論をしていっていただいて、できるだけ早い時点で議会側の統一した意思を教育委員会にも伝えて、議論を前に前にとやっていただきたいと思います。

ということをお願いします。

**○松浦敏司委員長** はい、わかりました。

委員長としても、前回のときに皆さんにもお話ししましたけれども、正副で中心となって、幸いにして時間がありますので、十分調査をするということで、その辺は正副で整理しながら皆さんにまた所管事務調査ということで、お集まりいただくことになるかと思っています。

そんなことで、今日の文教民生委員会を終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで終わります。

閉会いたします。

ご苦勞様でした。

午後2時08分閉会